

**包括的検証に関する全体像
～中間取りまとめに向けて～**

**2019年2月28日
事務局**

レイヤ	2030年に向けた環境変化 ネットワーク・ビジョン	基本的視点	短期的課題	中長期的課題
プラットフォーム	<p>特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバルなデータの流通・利活用の進展 プラットフォームの影響力拡大とネットワークレイヤとの一体化の進展 	<p>プラットフォーム研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者情報の利活用とプライバシー保護のバランス 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者情報のグローバルな流通に対応した規律の適用 電気通信サービスとプラットフォームサービスの連携・融合等に対応した規律の適用 	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション促進と利用者情報保護のバランス確保の在り方 フェイクニュース対策 トラストサービスの在り方
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> トラフィック量の増大・多様化 コンテンツプロバイダとネットワークレイヤ(ISP等)の連携多様化 	<p>ネットワーク中立性研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会の公平性・公正性の向上に寄与するオープンなインターネットの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 柔軟で適切なネットワーク制御方法の実現(帯域制御ガイドライン見直し) 新たなビジネスモデルへの対応(ゼロレーティングに関する指針策定) 	<ul style="list-style-type: none"> トラフィックの効率的・安定的な処理のための体制整備等
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少、過疎化の進展等による社会構造、生活インフラの変化 技術革新(5Gの普及、IP化・仮想化の進展等)による通信ネットワークやサービスの高度化・多様化 	<p>特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能なユニバーサルサービスの実現 イノベーション促進と公正競争・安全性確保のバランス 	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービスの対象の見直し、効率化の実現 ネットワーク高度化や事業者間連携の進展に対応した競争ルール等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 「ユニバーサルアクセス」に関する検討 次世代コア網の在り方や新サービス(スライシング等)に対応した競争ルール等の検討
端末・ユーザ	<ul style="list-style-type: none"> 事業者間連携の多様化 サービス内容や提供主体の高度化・複雑化 	<p>モバイル研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正競争環境の確保 利用者ニーズにあった選択の確保 技術進歩の享受 	<p>緊急提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワーク提供条件(接続料、音声卸料金等)の適正性・公平性・透明性の確保 通信料金と端末代金の完全分離 行き過ぎた期間拘束の禁止 販売代理店の業務の適正化 携帯契約時の手続時間の短縮等 	<ul style="list-style-type: none"> 5G時代の競争ルールの検討 eSIMの普及による競争環境等への影響の検討 IoT等の新サービスの普及等を踏まえた消費者保護ルールの在り方
		<p>5G・IoT等の技術動向を踏まえた技術基準等の制度の適時見直し</p>		

※短期的課題については、必要に応じて、制度整備・ルール化を順次行い、中長期的課題については、最終答申に向けて検討を継続する。

基盤整備等

ユニバーサルサービス制度の見直し

- ✓ モバイルの進展等を踏まえ、国民生活に不可欠な電気通信サービスの内容は変化しつつある。今後の人口減少、過疎化等の社会構造の変化を見据え、持続可能なユニバーサルサービス制度の在り方が課題として指摘されている。

- サービスの多様化を見据えたユニバーサル制度の見直しについての検討
- 利用者利益とのバランスに留意した持続可能性(提供手段の効率化等)の確保

ネットワーク・ビジョン

通信ネットワークの仮想化への対応

- ✓ 仮想化技術(ネットワーク・オーケストレーション等)の進展により、新サービスへの迅速・柔軟な対応や、設備の効率的な運用・管理が可能となる一方、「設備」と「機能」の関係が相対化することにより、「設備」ベースで構築された電気通信事業法の適用関係が不明確となる等の課題が指摘されている。

- 仮想化に対する電気通信事業法の適用関係の明確化(参入規律、競争ルール、安全・信頼性規律等)

※モバイル市場の競争環境に関する研究会、IPネットワーク設備委員会とも連携

本日のテーマ

ネットワーク・ビジョン

通信ネットワークの高度化への対応

- ✓ 5Gの普及により、光回線の重要性が高まる等、新たなボトルネック領域のオープン化等の課題が指摘されている。
- ✓ IoTの進展により、卸役務の提供拡大が見込まれる等、事業者間連携の形態が多様化・複雑化することが想定される。

- 次世代のネットワークの在り方、卸役務・設備共用に係る規律の在り方についての検討

ネットワーク・ビジョン

通信ネットワークの融合への対応

- ✓ プラットフォーム事業者によるサービスと通信サービスとの一体的提供の拡大等、市場間の連携・融合が進展している。
- ✓ これによる市場間相互の影響力の拡大に対して、現行の競争ルールで対応することが困難となる可能性が指摘されている。

- 市場間の連携・融合の進展を踏まえた競争ルール等の在り方についての検討

Q1: 次世代のネットワーク関連

- 5G時代を見据えた次世代のネットワークを巡る今後の競争環境の変化について、御社の見通し、関連する取組、また、取組を進める上での課題等があれば具体的にご教示ください。
- 特に5Gの普及においては、バックボーン回線としての光回線の重要性が高まる等、新たなボトルネック領域が生じ、そのオープン化を図る必要があるとの指摘について、どのように考えますか。
- 現行の制度等を踏まえ、次世代のネットワーク(コア網、アクセス回線)について、どのようなルールが適切と考えますか。

Q2: 他者設備の利用関連

- IoTの進展により事業者間連携が多様化・複雑化することが想定される中で、今後の他者設備の利用について、御社の見通し、関連する取組、また、取組を進める上での課題等があれば具体的にご教示ください。
- IoT時代には多様なサービス要求への柔軟な対応の必要性が増加し、他者設備の利用形態として卸役務提供や設備共用が一層拡大することへの対応が必要ではないかとの指摘について、どのように考えますか。
- 現行の制度等を踏まえ、他者設備の利用の在り方について、どのようなルールが適切と考えますか。

Q3: 市場の融合関連

- プラットフォーム事業者の一層の影響力の拡大を見据えた今後の市場構造の変化について、御社の見通し、関連する取組、また、取組を進める上での課題等があれば具体的にご教示ください。
- 通信ネットワーク市場とプラットフォームサービス市場の連携・融合の進展に伴い、市場間相互の影響力が拡大すると考えられ、現行の競争ルールではそのような影響を十分に捉えきれず、適切な事業者間競争を確保することが困難となる可能性があるのではないかとの指摘について、どのように考えますか。
- 現行の制度等を踏まえ、市場間の連携・融合に対して、どのようなルールが適切と考えますか。

構成員の意見概要

(1) 基礎的電気通信役務の対象について

- ✓ **基礎的電気通信役務の指定3要件**(不可欠性、低廉性及び利用可能性)に関しては、**指定要件として法律上規定されている不可欠性と、規定されていない低廉性、利用可能性とを区別する必要がある。**
- ✓ 社会構成員間の公平等の観点も踏まえ、**携帯電話やブロードバンドもユニバーサルサービスとして指定し得るか、検討をしっかりと進めていくべき。**
- ✓ 2030年以降の人口減少等の社会構造の変化を見据えると、**ユニバーサルサービスには、経済性という観点からは人口の都市集中を妨げる、地方分散を促進する等のデメリットもあり、そういった点も併せて慎重に考えていくべき。**

(2) 交付金制度について

- ✓ **採算不採算に関わらず、費用補填を受けた事業者**に、一定の提供条件で一定の業務区域の役務提供の維持を義務付ける仕組みは合理的である。

(3) その他

- ✓ **第一種公衆電話は今後とも必要最低限のサービスとして維持すべき。**また、**災害時用公衆電話(特設公衆電話)の重要性はより強調すべき。**

事業者の意見概要

- ✓ 今後、主にルーラルエリアで、メタルケーブルの再敷設が非効率な場合等には、無線を含めて最適な方法を選択したい。
- ✓ ユニバーサルサービスの意義については、社会構造の変化等を踏まえ、国民のコンセンサスを得ながら議論することが必要。
【日本電信電話株式会社】
- ✓ 携帯電話を基礎的電気通信役務として指定することは現行制度の目的に沿わない。NTT東西による携帯電話網の利用は、これまでの競争政策の成果を損なうことになりかねず、慎重な議論が必要。
【KDDI株式会社】
- ✓ 携帯電話に対するユニバーサルサービスの指定や指定に基づく追加的義務は不要。多様な技術を用いた固定電話の提供については、効率性確保のための一部区間の無線活用は考えられるが、NTTグループに係る公正競争要件に影響を与えないことが必要。
【ソフトバンク株式会社】

主要論点①「通信ネットワークの仮想化への対応」

仮想化に対するルールの必要性

- ✓ 電気通信市場に新しいプレーヤが登場する際の(例えばMVNOからMNOに進化するパターン等の)市場環境の変化を踏まえて、規制や制度の在り方について議論することが必要。
- ✓ ネットワーク仮想化の状況を踏まえて、ソフトウェアや機能に対する規制や制度の在り方(安全性・信頼性ルール等)について議論を行うことが必要。

主要論点②「モバイル等の通信ネットワークの高度化への対応」

(1) 卸電気通信役務制度について

- ✓ 事業者の自由な契約形態の保障と適切性担保の両面を意識して、議論する必要がある。
- ✓ 卸契約は、ダイナミックなプライシング、相対取引、様々なビジネスモデルを可能として企業のモチベーションを高める良い制度であり、透明性を求めすぎれば企業間取引が萎縮する懸念があるため、慎重に議論する必要がある。

(2) 消費者保護ルールについて

- ✓ 電気通信事業法上、電気通信事業以外の他業態の事業者との契約関係においても、消費者保護を図っていくべき。
- ✓ サービス形態の多様化で、急なサービス停止等への対応の必要性や、利用者相談チャネルの明確化の必要性が高まる。

主要論点③「通信ネットワークとサービスの融合への対応」

(1) ルールの予見可能性について

- ✓ 法制度全体が設備ベースから機能ベースに変化すれば、電気通信分野に関わる主体にとって、適用される規律の対象や内容が不明確になるおそれがあるため、政府の側から規律の適用対象者を指定する等の仕組み、政府から事業者への情報提供や執行の在り方等、規制や制度の在り方について議論することが必要になる。

(2) 利用者保護について

- ✓ 多様なプレーヤが電気通信事業に参画する中、通信の秘密とともに利用者のプライバシー保護もますます重要になる。